

## 国見町条例第3号

### 国見町上下水道事業経営審議会条例

#### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本町の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の経営について、町長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、国見町上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道又は下水道施設の使用者
- (3) 町の区域内に住所を有する者

#### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (会議の開催方法の特例)

第6条 会長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な審議会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した審議会を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分配慮するものとする。

- (1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により審議会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合
- (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により審議会の開会場所への参集が困難な

委員からオンラインを活用した審議会の開会の求めがある場合

2 前項の場合において、委員は、審議会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により会長の許可を得て出席した委員は、審議会の出席委員とする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道事業を担当する部署において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(国見町下水道事業運営審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 国見町下水道事業運営審議会条例（平成6年国見町条例第17号）

(2) 国見町水道事業経営審議会条例（平成17年国見町条例第9号）

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の国見町水道事業経営審議会条例の規定により設置されている国見町水道事業経営審議会の委員である者、会長及び副会長である者は、第2条の規定により委嘱され、第4条の規定により互選されたものとみなす。